

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①次の指定地域内に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②平成30年9月6日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

○地域

北海道 勇払郡厚真町
勇払郡安平町
勇払郡むかわ町

○納期限等

平成31年1月31日

※ 督促状の指定期限が平成30年9月6日以降である場合を含みます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）であっても、平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課
TEL. 043-297-9650